ひと、くらし、
みらいのために
厚生労働省 新潟労働局
Niigata Labour Bureau
Press Release

三条労働基準監督署発表
令和8年 11 月 13 日(金)

令和8年 11 月 13 日
【照会先】
三条労働基準監督署
監督課長　林 宏行
(電話) 0256－32－1150

報道関係者　各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～プレス機械の安全対策をしておらず、安全管理者等を選任していなかった疑い～

三条労働基準監督署(署長 渡邉宏紀)は、本日、株式会社アオヤギコーポレーション並びに同社代表取締役及び常務取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで新潟地方検察庁三条支部に書類送検しました。

【事件の概要】

1 令和8年3月 25 日、同年6月 17 日、燕市吉田下中野の工場において、金属製品のプレス加工を行う際、作業の方法に応じた性能を有する安全装置を取り付ける等必要な措置を講じていなかった疑い。

2 令和8年2月 12 日の法定検査で安全装置等に異常が認められていたプレス機械について、令和8年3月 31 日までの間に補修その他の必要な措置をしていなかった疑い。

3 上記いずれの時点においても、安全管理者等を選任せず、安全衛生管理体制を構築していなかった疑い。

1 被疑者

(1) 株式会社アオヤギコーポレーション
所在地:新潟県燕市燕
事業内容:金属製品製造業
(2) 代表取締役 A
(3) 常務取締役 B

2 違反条文

被疑者株式会社アオヤギコーポレーション、被疑者A、被疑者 B ともに、労働安全衛生法違反
同法第11条(安全管理者)
同法第12条(衛生管理者)
同法第13条(産業医)
同法第 20 条第1号(事業者の講ずべき措置等)
労働安全衛生規則第 131 条第 2 項、第 3 項(プレス等による危険の防止)
労働安全衛生規則第 137 条(プレス等の補修)
同法第 119 条、同法第120 条(罰則)
同法第 122 条(両罰規定)

3　災害の概要

(1)　令和8年3月 25 日、燕市吉田下中野の工場において、被疑者株式会社アオヤギコーポレーションの労働者 C が、プレス機械で金属製品をプレス加工中、安全装置の取付け位置が高く作動せず、労働者の手指が挟まれるという災害が発生しました。

(2)　同月 31 日、同工場において、同社の労働者 D が、プレス機械で金属製品をプレス加工中、故障していた安全装置が作動せず、労働者の手指が挟まれるという災害が発生しました。

(3)　同年6月 17 日、同工場において、同社の労働者 E が、プレス機械で金属製品をプレス加工中、安全装置の取付け位置が高く作動せず、労働者の手指が挟まれるという災害が発生しました。

4　被疑内容

労働安全衛生法では、プレス機械を用いて作業を行う際、作業の性質上、安全囲いを設けることが困難な場合は、作業の方法に応じた性能を有する安全装置を取り付ける等必要な措置を講じることが規定されていますが、上記3(1)及び(3)の災害発生当時、その措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

同法では、プレス機械について、1年以内ごとに1回、定期に自主検査を行い、この自主検査で異常を認めた場合は、補修その他の必要な措置を講じることが規定されていますが、上記3(2)の災害発生当時、異常が認められていた安全装置等に補修等を行っていなかった疑いがあるものです。

同法では、常時 50 人以上の労働者を使用する製造業の事業場は安全管理者、衛生管理者及び産業医を選任することが規定されていますが、上記3の労働災害発生のいずれの時点でもこれらを選任していなかった疑いがあるものです。

（参考）

労働安全衛生法

労働安全衛生法第２０条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一　機械、器具その他の設備による危険

二～三　略

労働安全衛生規則第１３１条（プレス等による危険の防止）

①　事業者は、プレス機械・・・については、安全囲いを設ける等当該プレス等を用いて作業を行う労働者の身体の一部が危険限界に入らないような措置を講じなければならない。

②　事業者は、作業の性質上、前項の規定によることが困難なときは、当該プレス等を用いて作業を行う労働者の安全を確保するため､次に定めるところに適合する安全装置･･･を取り付ける等必要な措置を講じなければならない。

一　プレス等の種類、圧力能力、毎分ストローク数及びストローク長さ並びに作業の方法に応じた性能を有するものであること。

二　両手操作式の安全装置及び感応式の安全装置にあっては、プレス等の停止性能に応じた性能を有するものであること。

三　略

③　前二項の措置は、工程の切替えスイッチ、操作の切替えスイッチ・・・を備えるプレス等については、当該切替えスイッチが切り替えられたいかなる状態においても講じられているものでなければならない。

労働安全衛生規則第１３７条（プレス等の補修）

事業者は、第１３４条の３・・・の自主検査・・・を行った場合において、異常を認めたときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

※第 134 条の３の自主検査とは、プレス機械に１年以内ごとに１回、定期に行う必要がある自主検査のこと

労働安全衛生法第１１条（安全管理者）

①　事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、・・・安全管理者を選任し、その者に・・・安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

※政令で定める業種及び規模の事業場とは、製造業の場合は常時 50 人以上の労働者を使用する事業場のこと

②　略

労働安全衛生法第１２条（衛生管理者）

①　事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、･･･衛生管理者を選任し、その者に･･･衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

※政令で定める規模の事業場とは、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場のことであって、業種は問わない

②　略

労働安全衛生法第１３条（産業医）

①　事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、・・・医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理・・・を行わせなければならない。

※政令で定める規模の事業場とは、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場のことであって、業種は問わない

②～⑥　略

労働安全衛生法第１１９条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

一　・・・第２０条・・・の規定に違反したとき。

二～五　略

労働安全衛生法第１２０条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、５０万円以下の罰金に処する。

一　・・・第１１条第１項、第１２条第１項、第１３条第１項・・・の規定に違反したとき。

二～六　略

労働安全衛生法第１２２条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、・・・第１１９条又は第１２０条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。